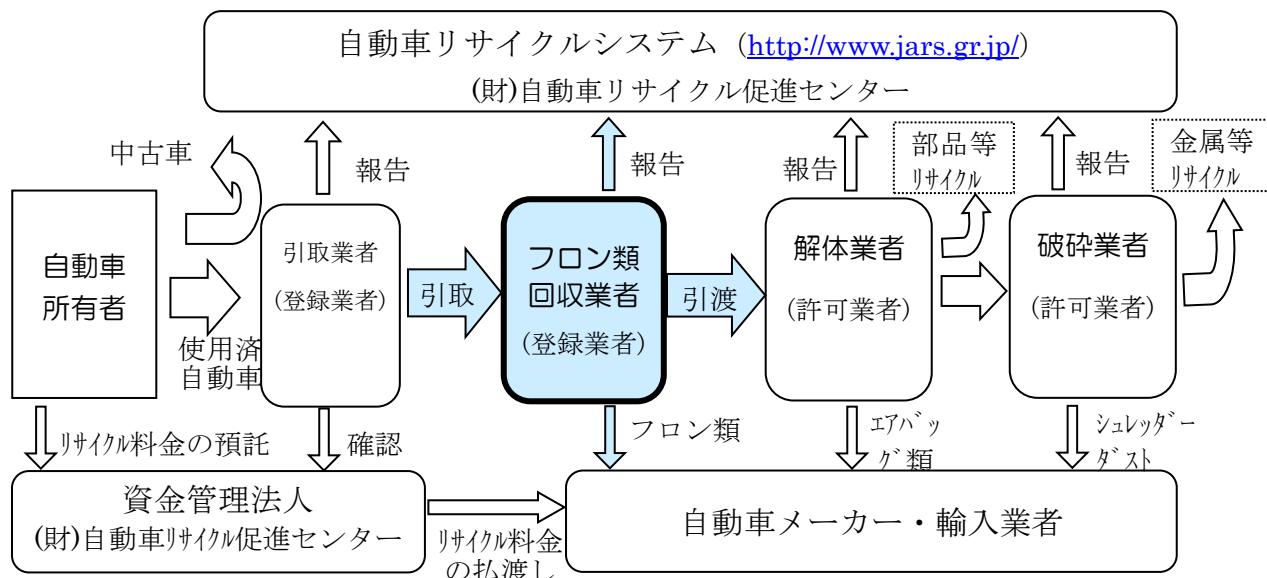


自動車リサイクル法のフロン類回収業者の方へ

1 自動車リサイクル法の基本的流れ



2 使用済自動車のフロン類回収を行うに際して

(1) フロン類回収業の登録

使用済自動車のフロン類を回収するためには、あらかじめ**知事への登録**が必要です。また、登録の有効期間は5年ですので5年ごとに更新手続きが必要となります。(法第53条)

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

フロン類回収業者として知事への登録をされた方は、**自動車リサイクルシステムへの事業者登録**が必要になります。必ず手続きしてください。

(3) フロン類回収業者の主な義務

引取 引取業者から使用済自動車を引取る義務です。

フロン回収 **フロン類回収基準・運搬基準**に従いフロン類を回収し、自ら再利用するか、自動車メーカー等（自動車再資源化協力機構、又は(財)自動車リサイクル促進センターの指定引取場所）へ引渡して下さい。

確認 使用済自動車を解体業者へ引渡します(許可業者であることを確認して下さい)。

報告 使用済自動車の引取・引渡の実績及びフロン類の回収・引渡の実績をインターネットにより、自動車リサイクルシステムへ報告することが必要です。車体一台ごとの報告(**移動報告**)と、一年に一度の報告(**年次報告**。毎年4月に前年度分を報告するもの)とがあります。

(法第81条、82条)

3 掲示板の設置

登録事業所には必ずフロン類回収業者であることを示す掲示板を設置して下さい(掲示板の大きさは縦横20cm以上で①氏名又は名称②登録番号、を記載します)。(法第50条、59条)

問合せ先 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
審査担当 (自動車リサイクル) Tel 03-5388-3571

フロン類の取扱い基準について

フロン類回収基準（施行規則第6条）

- 1 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
2キログラム未満	0.1メガパスカル
2キログラム以上	0.09メガパスカル

- 2 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※ エアコン内に残存しているフロン類は全て回収してください。一度すべて吸引しても、暫くするとオイル等に溶け込んでいたフロン類が溶け出してくるため、10分程度の間隔をあけて2度引きしてください。

フロン類運搬基準（施行規則第7条）

- 1 回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- 2 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

※ ボンベをチェーンやパレット等で固定し、漏れ防止キャップの装着等の措置をして下さい。

自動車製造メーカー等の引取基準

この他、フロン類を自動車メーカー等に引渡す場合は、メーカー等の指定するフロン類の引取基準に適合させた上で、指定取引場所へ引渡す必要があります。詳細は下記のホームページで確認してください。

- 自動車再資源化協力機構（JARP） <http://www.jarp.org/11/index.html#zaidan>
・・・主要メーカー・輸入業者19社により製造・輸入された自動車について
- （財）自動車リサイクル促進センター（JARC） http://www.jarc.or.jp/recycle/recycle_index.html
・・・上記以外の自動車について